

館山養護老人ホーム運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人館山老人ホームが設置経営する館山養護老人ホーム（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律133号。以下「法」という。）の目的並びに基本理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護（常時の介護）を受けることが困難な者を入所させて養護（介護）するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を推進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 館山養護老人ホーム
- (2) 所在地 千葉県館山市湊373番地

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1人
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 副施設長 1人（兼務可）
施設長を補佐し、施設長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 医師 1人（嘱託医・非常勤）
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (4) 生活相談員 2人以上（常勤職員）
処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うもののほか、次に掲げる業務を行う。
 - 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居各サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
 - 二 処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと。
 - 三 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録を行うこと。
- (5) 支援員 3人以上（常勤換算）

処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する。

- (6) 看護職員 2人(常勤職員 1人 非常勤職員 1人)

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- (7) 栄養士 1人(常勤職員)

献立の作成、栄養量計算及び食事に関する記録を行い、調理員を指導して入所者の給食業務に従事する。

- (8) 事務職員 2人(常勤職員)

庶務及び会計事務に従事する。

- (9) 調理員 4人(常勤換算)

炊事作業等の調理業務に従事する。

第3章 入所定員

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、70人とする。

第6条 災害時やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者の処遇の内容

(処遇の方針)

第7条 施設は、入所者について、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その者の心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行う。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

3 施設の職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明する。

4 施設は、入所者の処遇にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束等」という。)を行わない。

5 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(入所者の処遇に関する計画)

第8条 施設は、全ての入所者に対し処遇計画を作成する。

2 生活相談員は、処遇計画の作成に当たっては、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上行うものとする。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行う。

(生活相談員等)

第9条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 施設は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練

その他の援助を行う。

- 3 施設は、要介護認定等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。
- 4 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保する。
- 5 施設は、入所者の外出の機会を確保する。
- 6 施設は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭におきつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行う。

(居宅サービス等の利用)

第10条 施設は、入所者が要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第百二十三号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要介護状態をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(日課)

第11条 施設は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践する。

(余暇活動)

第12条 施設長、生活相談員及び支援員は、入所者の処遇にあたっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽設備の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努めなければならない。

(日用品等の給貸与)

第13条 入所者には寝具その他日常生活に必要な物品を給与し、又は貸与するものとする。

(食事)

第14条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。

- 2 食事は、できるだけ変化にとみ十分なカロリーと成分を含み、かつ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、栄養価の損失をさけ、消化吸收の実をあげるように努める。
- 3 栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立を作成し、給食の品名及び数量を記録整備する。
- 4 入所者の自立の支援に考慮し、できるだけ離床して食堂で提供するように努める。

(衛生管理)

第15条 施設は、利用者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 衛生知識の普及指導
 - (2) 1箇月に1回以上の居室、廊下等の消毒
 - (3) 1週間に2回以上の入浴又は清拭
 - (4) 適時必要な調髪
 - (5) 栄養士、調理員及び直接処遇職員の検便
 - (6) その他衛生上必要な措置
- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の予防のための対策を検討する委員会を一月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 施設において、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 別に知事が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う

こと。

(健康管理)

第16条 入所者の健康管理については、常に留意するものとし、次の各号に掲げる事項を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

- (1) 入所者の健康診断及び1年2回以上の健康診断
- (2) 負傷又は疾病の治療
- (3) その他健康保持のため適切な措置

2 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。また、協力歯科医療機関を定めるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第17条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存することとする。

- (1) 入所者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 身体的拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 入所者等からの苦情の内容等の記録
- (4) 入所者に対する処遇による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(入所)

第18条 施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、入所者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

(入所時の面接)

第19条 施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、施設の目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努めなければならない。

(退所事由)

第20条 次の場合は、実施機関に連絡し、退所処理を講じるとともに、関係者に連絡するものとする。

- (1) 利用者からの退所の申出があったと
- (2) 利用者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき。
- (3) 利用者が病院等に入院し3ヶ月以上経過したとき及び3ヶ月以上の期間入院が見込まれるとき。
- (4) 利用者が死亡したとき。

(社会復帰の支援)

第21条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を環案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めるものとする。

2 施設は、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、入所者の退所後も、必要に応じ、その入所者及びその家族等に対する相談援助を行うと

ともに適切な援助を行うものとする。

(命令退所)

第22条 施設長は、入所者が第28条各号に違反し、その後、施設長の指示又は指導に従わないときは、実施機関と協議し、その承認を得て退所させることができる。

(日課の励行)

第23条 入所者は、施設長、医師、生活相談員、看護職員、支援員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第24条 入所者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その都度外泊先、用件、施設への帰着する予定日時などを施設長に届け出なければならない。

(健康保持)

第25条 入所者は、努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の理由がない限りこれを拒否してはならない。

(衛生保持)

第26条 入所者は、施設の清潔、整頓その他の環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。

(身上変更の届出)

第27条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは速やかに施設長又は生活相談員に届出なければならない。

(禁止行為)

第28条 入所者は、施設内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊をしてはならない。
- (2) 就寝中又はあらかじめ定められた場所以外で、喫煙をすること。
- (3) 入所者相互の口論、泥酔等他の入所者に迷惑を掛けること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 職員の指示に反する行為をすること。
- (6) その他この規程で禁じていること。

(損害賠償)

第29条 入所者は、故意又は重大な過失により、施設の建物、設備、備品等に損害を与え又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。

2 損害賠償の額は、時価相当額とするが、入所者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第30条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、非難に関する具体的計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 非常災害に備え、すくなくとも4ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

3 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(葬祭)

第31条 死亡した入所者に葬祭を行う者がいないときは、施設長は老人福祉法第11条第2項の規定により葬祭の委託を受け葬祭を行うものとする。

(協力病院等)

第32条 施設は、入院治療を必要とする入所者のため、あらかじめ協力病院を定めておかななくてはならない。また、協力歯科医療機関を定めるよう努めるものとする。

(秘密保持等)

第33条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、施設は必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第34条 施設は、その行った処遇に関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情を記録しなければならない。

3 施設は、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合には、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。なお、市町村から求めがあった場合には、改善内容を報告しなければならない。

4 施設は、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力する。

5 施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力する。

(緊急時における対応方法)

第35条 職員は入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は施設が定めた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。

(虐待防止に関する事項)

第36条 施設は入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(業務継続計画の策定等)

第37条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 施設は、事故が発生又は再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

- (3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 施設は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合には速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 4 施設は、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合には、この限りではない。

(地域との連携)

第39条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

第8章 雑 則

(委任)

第40条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年10月1日から適用する。
(館山養護老人ホーム管理規程の廃止)
- 2 館山養護老人ホーム管理規程(平成14年4月1日施行)は、廃止する。
(経過規定)
- 3 この規程の施行の際現に施設入所中の入所者に関しては、改正後の規程の相当規定による手続きを経て、入所したものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。